

## 第5回教育委員会（定）

開会日時 令和8年 3月 6日（金）

午前 10時00分

閉会日時

午前 11時23分

開会場所 教育支援センター

### 出席者

|       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 長 沼 豊   |
| 委 員   | 小 林 美 香 |
| 委 員   | 野 田 義 博 |
| 委 員   | 善 本 久 子 |
| 委 員   | 山 口 謠 司 |

### 出席事務局職員

|            |         |             |         |
|------------|---------|-------------|---------|
| 事務局次長      | 林 栄 喜   | 地域教育力担当部長   | 金 子 和 也 |
| 教育総務課長     | 久保田 智恵子 | 多様な学び推進担当課長 | 濱 野 有 樹 |
| 学 務 課 長    | 小 林 晴 臣 | 指 導 室 長     | 富 田 和 己 |
| 新しい学校づくり課長 | 柏 田 真   | 学校配置調整担当課長  | 野 崎 友 輔 |
| 施設整備担当副参事  | 彼 島 勲   | 生涯学習課長      | 池 田 雄 史 |
| 史跡公園担当課長   | 品 田 真 希 | 地域教育力推進課長   | 高 木 翔 平 |
| 教育支援センター所長 | 石 野 良 恵 | 中央図書館長      | 山 田 綾 子 |

### 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。それでは、ただいまから令和8年第5回の教育委員会を開会いたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、14名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、小林委員にお願いいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第七 議案第18号「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則について」と、報告(1)「通学区域の一部変更について」は、4月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。  
それでは議事に入ります。

#### ○議事

日程第一 議案第12号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第二 議案第13号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第14号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第四 議案第15号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第五 議案第16号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正

## する規則

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第12号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」と、日程第二 議案第13号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」と、日程第三 議案第14号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」と、日程第四 議案第15号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について」と、日程第五 議案第16号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」は、一括して、次長と教育総務課長から説明を願います。

なお、傍聴人が1名増えましたので、3名ということで許可しましたので、よろしく願います。

それでは、次長と教育総務課長、よろしく願います。

次 長 それでは、議案第12号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第13号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第14号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第15号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」及び、議案第16号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてをご説明申し上げます。

いずれの議案についても、提出者は、長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、1つは、税制改正に伴いまして、給与簿の変更に必要があるということ、また、議案第13から16につきましては、今年度、令和7年度の給与改定に関わりまして、それぞれ手当等の改正がなされたことにより、条例の改正が起きまして、それに付随して、勤勉手当等の規定が改定されるというものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明申し上げますので、よろしく願います。

教育総務課長 まず、議案第12号ですが、資料は「総-1」となります。

こちらをご覧ください。

こちらは、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

冒頭に、次長の方から説明がありましたとおり、税制改正による変更点がございました。

恐れ入りますが、2／3ページの、少し細かいのですが、給与簿そのものをご覧いただきたいと思います。

こちらですが、2点、変更点がございます。

1点目が、特定親族特別控除という新設枠ができました。

特定親族特別控除というのは、19歳から23歳未満の子を扶養する職員を対象に、扶養控除を行うものであります。

もう1点が、育児休業中の職員についても、社会保険料の免除をすることとなりました。こちらについては、幼稚園教育職員だけでなく、職員の給与に関する規則も同様に改正する予定でございます。

続きまして、議案第13号。資料は、「総-2」をご覧ください。

こちらは、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらですが、新旧対照表などがございますが、この改正の意図といたしましては、これまでも経験者採用ということを行ってまいりましたが、経験者年数が長い方の初任給にさらに加算をしていくというふうに改正をしたものでございます。広く採用を求め、また、経験が豊富な人であるほど手当も増えていくというような内容に変更したものでございます。

続きまして、議案第14号です。資料は「総-3」をご覧ください。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらは、特別区人事委員会勧告に基づく改正でございます。

幼稚園の園長及び副園長に係る管理職手当の支給額を改正したものでございます。

改正額につきましては、新旧対照表でご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第15号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらも特別区人事委員会勧告に基づく改正を受けたものでございます。

主な理由といたしましては、週休日など以外の日と、週休日をまたぐ勤務を行った場合の取扱いについて変更を行ったものでございます。

こちらも新旧対照表をご確認ください。

続きまして、議案第16号、資料は「総-5」となります。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらも、同様に、特別区人事委員会勧告に基づく改正でございます。

昨年の第4回定例会の条例改正を受けまして、第2号子育て部分休暇が導入されたことに伴う規則改正でございます。

この第2号子育て部分休暇というものは、昨年の繰返しとなっておりますが、それまで1日に数時間という細切れでしか取れなかった部分休暇を年間10日取れるというふうに柔軟に変更したものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長      それでは、質疑意見等がございましたら、ご発言ください。

私も、特別区教育長会に出席をしており、23区共通して、幼稚園教諭をしっかりと確保したいということで採用しておりますが、このような形で、給与面、子育て部分休暇、働き方改革ということをしつかりとやっていくことが、採用数の増加、あるいは希望者が増えていくことに資するわけですので、そのような対

応を板橋区としてもきちんとしていくということだと思います。そういう認識でよろしかったですか。

教育総務課長      ありがとうございます。そのとおりでございます。

教   育   長      よろしいですか。

(なし)

教   育   長      それでは、お諮りします。日程第一 議案第 1 2 号、日程第二 議案第 1 3 号、日程第三 議案第 1 4 号、日程第四 議案第 1 5 号、日程第五 議案第 1 6 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教   育   長      それでは、そのように決定いたします。

#### ○議事

日程第六 議案第 1 7 号 東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(学務課)

教   育   長      日程第六 議案第 1 7 号「東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と学務課長から説明願います。

次           長      それでは、議案第 1 7 号「東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、現在、天津わかしお学校に転入学した児童の日々の食事に関するものでございます。

給食等を出しているわけですが、食料品の高騰の影響によりまして、現在の賄い費の金額では、これから同様の良質な食事を提供することが困難な状況となったため、改定をするものでございます。

詳細につきましては、学務課長の方からご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

学 務 課 長      天津わかしお学校の説明を簡単にさせていただきますと、健康回復、改善及び健康増進をめざした、全寮制の特別支援学校という形になってございます。

寄宿舎で、寝食を共にして、健康改善を図っていただく学校となっております。

その関係で、朝、昼、晩の食費が発生してまいります。こちらの第19条につきましては、その賄費というふうに言うのですが、食費につきまして、規定されたところでございます。

改正が、988円から1,120円に改正いたしますのが、小学校の中学年、つまり3年生と4年生の食費でございます。

1,020円から1,152円と改めるものが、高学年、5年生、6年生の食費というふうになってございます。これは、1日当たりの食費になっておるところでございます。

こちらは、両方、132円増額となってございますが、理由といたしましては、来年度から、区内の小学校の1食当たりの単価が44円増額いたしまして、それと連動する形で、44×3食でございますので、132円増額というふうになります。

理由といたしましては、先ほど次長の方からお話がありましたとおり、近年の物価高騰というところございまして、安定して食料品の調達を行うためには、少し増額して対応する必要があるというところで、改正させていただくというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください

今、ご説明があったとおり、天津わかしお学校は3食出していますので、それで計算して、132円増額ということでよろしいですね。

よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第六 議案第17号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

#### ○議事

日程第八 議案第19号 八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び令和8年度協定の締結並びに令和8年度事業計画の承認について  
(生涯学習課)

日程第九 議案第20号 教育科学館の管理運営に関する令和8年度協定の締結並びに令和8年度事業計画の承認について  
(生涯学習課)

日程第十 議案第21号 グリーンカレッジホールの管理運営に関する令和8年

度協定の締結並びに令和８年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十一 議案第２２号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和８年度協定の締結並びに令和８年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第八 議案第１９号「八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び令和８年度協定の締結並びに令和８年度事業計画の承認について」と、日程第九 議案第２０号「教育科学館の管理運営に関する令和８年度協定の締結並びに令和８年度事業計画の承認について」と、日程第十 議案第２１号「グリーンカレッジホールの管理運営に関する令和８年度協定の締結並びに令和８年度事業計画の承認について」と、日程第十一 議案第２２号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和８年度協定の締結並びに令和８年度事業計画の承認について」を、一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第１９号から第２２号まで、４つの案件につきまして、一括してご説明いたします。

いずれも指定管理者施設に関するものでございます。

議案第１９号が八ヶ岳荘、議案第２０号が教育科学館、議案第２１号がグリーンカレッジホール、議案第２２号が郷土芸能伝承館でありまして、それぞれの施設の管理運営に関して、令和８年度協定の締結並びに令和８年度の事業計画について承認をするものでございます。

併せて、議案第１９号の八ヶ岳荘につきましては、令和８年度から５年間の基本協定を新たに締結するものでございます。

議案の提出日は、令和８年３月３日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

提案理由につきましては、令和８年度の業務実施に当たり、協定を締結し、事業計画を承認し、決定するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長からご説明いたします。よろしく願います。

生涯学習課長 それでは、資料の方は、大変多いので、「生－０」の方をご覧いただければと思います。

「生－０」の資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

こちらでございますが、生涯学習課が所管いたします指定管理施設４カ所の管理運営に関する協定及び事業計画の一覧という形でございます。

それでは、資料１ページ目、電子データでいいますと、２／３０ページ目をご覧いただければと思います。

議案第１９号、八ヶ岳荘につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、令和８年度より、新しい指定管理期間となりますので、新たな指定管理事業者と基本協

定を締結いたします。

2でございますが、その他に記載してありますとおり、新たな指定管理事業者については、特定非営利活動法人国際自然大学校でございます。

次のページでございます。2ページ目でございます。

年度協定の概要になります。

年度協定の2でございますが、指定管理料については、指定管理者の選定の際、区において再積算を行いまして、それに伴いまして、また再見積りを行いまして、そこで増額というふうにさせていただいているところでございます。

増額の要因としましては、人件費というところが大きな要因かなというところでございます。

続きまして、管理運営業務仕様書のページ番号をこちらに振ってあると思いますが、こちらは、「生－1」の議案第19号資料のページになりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、こちらの1でございますが、令和5年度のアレルギー事故を受けてから、継続して配置しておりまして、今回、改めて明記させていただいたという内容になっております。

続きまして、資料の4ページ目でございます。

事業計画概要です。

こちらでございますが、6ページにまた進んでいただきまして、こちらをご覧くださいいただければと思います。

こちらは色々な、各所から厳しいご意見をいただいております食事内容について、事業計画としてきちんと盛り込ませていただいております、一般食、団体食とも、改善を図っているところでございます。

一般食については、地元食材を使用した多様なメニューの提供で、朝食としてバイキング形式の導入、また、団体食についても、メニューの全体的な見直しの他、青少年健全育成事業など、団体が重なった場合のオペレーションの改善について計画しているところでございます。

その他、主な変更点については、9ページ目に進んでいただきまして、こちらの方に記載させていただいたとおりでございます。

指定管理者から、時期の拡充など、様々なご提案をいただいておりますので、さらに魅力ある運営を展開していく予定でございます。

次に、議案第20号の教育科学館でございます。

こちらは、10ページ目をご覧くださいいただければと思います。

こちらの年度協定の概要でございます。

2、管理業務経費の1、200万円ほどの増額については、人件費や維持管理、また、工事費の増によるものでございます。

ページ下部の管理運営業務仕様書のページ番号については、「生－2」、議案第20号の資料のページによるところでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

1については、資料15ページ、16／30ページに一覧で概要をお示しさせ

ていただいております。

令和8年度の重点事業になります。

「人を展示する科学館」の事業コンセプトに基づきまして、令和5年度より、教育学科の研究員が主体となったラボ事業を実施しておりますが、地下1階の常設展示などにおいても、研究員によるブース展示を実施させていただいています。

また、令和6年度より、区内学校と連携した、学生主体によります区民参加型教育プロジェクトといたしまして、板橋ラーニングパーク構想に基づき、事業実施しておりますが、魔改造プロジェクト、FIRST LEGO League、いたばし未来子ども大学などの既存事業をはじめとして、多様な人々の関わり合いの拡充などを試みてまいります。

令和8年度は、現指定管理期間の最終年度となっております。引き続き、指定管理者のノウハウを生かした施設運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

主な変更点につきましては、16ページの方に記載させていただいているとおりでございます。

続きまして、議案21号、17ページでございます。グリーンカレッジホールになります。

こちら、ページ下部の管理運営業務仕様書のページ番号については、先ほどのとおり、また、こちら「生-3」、議案第21号資料のページによるところでございます。

こちらは、令和8年度当初に、グリーンカレッジ大学大学院の聴講生ポータルサイトが本格稼働いたしますため、3として、GC講座及び関連事業に係る運営補助業務の変更について記載させていただいているところがございます。

事業計画概要の方の20ページの、ページ下部の方の運営補助業務の内容をご覧ください。

新たに、2、ポータルサイトの運用、次のページ、21ページに参りまして、7、講義動画の録画・配信、23、受講生のポータルサイト操作補助、説明会の実施、24、ポータルサイトを使った受講生管理、情報発信、問合せ対応を追記させていただいているところがございます。

また、こちらは、少し戻りますが、5でございますが、受講料の徴収につきましては、今まで区の職員が毎回行っていたところがございますが、令和8年度より、指定管理者が行えるよう調整させていただいたところがございます。

それでは、主な変更点につきましては、23ページに記載させていただいているとおりでございます。

最後でございます。24ページ、郷土芸能伝承館でございます。議案22号でございます。

年度協定の概要でございます。郷土芸能伝承館は、太鼓の修繕の他、令和8年度に1台、新規で太鼓を購入予定でございますので、年度協定の2に記載させていただいているところがございます。

太鼓のリニューアルについては、5年前から継続して行っておりまして、今

回の修繕と購入で、一旦、一区切りというふうになっております。

続いて、事業計画、28ページをご覧くださいと思います。

令和8年度の実施事業計画についてでございます。

令和7年度の指定管理者再選定のタイミングから、旧粕谷家住宅の活用に力を入れておりまして、今年度に引き続き、4月や2月に旧粕谷家住宅の季節飾りつけを実施予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私から、それぞれの施設について、要望をお伝えします。八ヶ岳荘ですが、既に課長からも言及がありましたが、特に食事についての要望が、昨年度、たくさん出されましたので、そのことをしっかりやっていただくということと、暑さ対策、それから、食の安全ですね、質だけでなくアレルギー対策等も含めて、ぜひしっかりと事業者の方に伝えていただきたいです。

青健事業のキャンプなどの行き先が、八ヶ岳荘に移ってきましたので、キャンプファイヤーの需要も増えていると思います。火の安全、この辺りもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

愛される施設として、区民の皆さんから、よかったと言ってもらえる施設にさらにしていただければと思います。

それから、教育科学館、こちらは、今の委託事業者になってから、非常に来館者数も増え、また、非常に興味を引く展示、企画が大変評価をされていて、これは議会でも、議員さんから高い評価をいただきました。

ですから、引き続き教育科学館が知の拠点としてさらにブラッシュアップできると思います。

特に板橋区として、クリエイティブシティ、創造都市をめざすという宣言を区長がしましたので、その拠点になるように、STEAM教育を含めて、さらに充実するようにお願いします。

それから、グリーンカレッジですが、高齢者だけではなくて、色々な年齢層の方に門戸を開いて実施するようになりまして、こちらも大変評判です。

ただ、まだまだ若い層の受講を増やしていく努力が必要だと思います。そのためには、ニーズをしっかりキャッチしていただいて、どういう講座を打てば来ていただけるのか、改善の余地はあると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に郷土芸能伝承館ですが、板橋区は文化と歴史のまちということで、歴史や文化を大事にしていますので、この郷土芸能伝承館のやっている事業、そこにある物品、太鼓を含めて価値は非常に高いと思います。

そういう意味では、今、資料の中にもありましたが、小学生などにも来てもらって、歴史を感じてもらう機会もありますが、まだまだ小学生、中学生を含めて、郷土芸能伝承館を知ってもらう努力が必要だと思います。

大変いいもの、素材がありますのでもったいないですね。もっと利用価値を高

めていただく、そのためには、利用者数も増やしていただくという努力が必要だ  
と思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

何か、コメントはございますか。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。ありがとうございます。

八ヶ岳荘については、そこについては、引き続き、きちんと指導してまいりたい  
というふうに思っています。

また、安全性、暑さについては、扇風機も、今年、全部屋に設置させていただきました  
ので、大分、そこで改善するのかなというふうに期待しているところで  
ございます。

食の安全性も含めて、安全性については、引き続き、こちらの方で指導してま  
いります。

また、科学館については、先日、あり方を今後検討してまいりますというところ  
を議会の方にご報告させていただいたところでございます。ですので、現在の  
運営について、また、将来的なところも踏まえて、そこはきちんと整理させてい  
ただいて、今後のあり方についてはお示しさせていただくように進めさせていた  
だいてまいります。

グリーンカレッジホールについてでございますが、確かに若い方のニーズとい  
うところもございますので、そこもしっかり指導させていただきます。

また、こちらのグリーンカレッジの方でのフェスティバルのようなものに、大  
部、若い人たちの世代も出演して、一緒に交流しているような姿も見受けられま  
すので、そのようなところも通して、その辺のニーズもきちんと捉えながら、今  
後、進めさせていただければと思います。

郷土芸能伝承館でございますが、こちらは、指定管理に令和7年から変わりま  
して、現在、学芸員もきちんと配置されているところでございますので、そちら  
の学芸員ともきちんと連携を取りながら、今後、そのような小学生とか、継承と  
いうところも含めて、事業を進めてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

以上です。

教 育 長 ぜひよろしくをお願いします。

委員の方から、何かございますか。

小 林 委 員 詳細なご説明、ありがとうございます。

伝承館なのですが、やはり備付けの太鼓というのは、かなりたくさんおありに  
なるんでしょうか。太鼓というのは、すごく誰でもできる楽器なので、とても取  
組やすいものだと思いますが、毎年、やはり修繕しないといけないような感じの  
ものなのでしょうか。

生涯学習課長 この太鼓については、毎年、修繕が必要というほどの頻度はございませんので、

ある程度、一定の年代でというところです。

こちらの伝承館の方で、初心者向けの太鼓の講習会みたいなものも開催させていただいて、そこで興味を持っていただいた方に、そのような活動をされている団体の方に伝えたりといったところも含めて、今後進めさせていただきたいと思っています。

なるべく、小学生の方が見えると、親御さんも見えて、そのような方で興味を持ってという方もいらっしゃるので、そのような親御さんなんかも含めて、色々な世代の方に知っていただいて、交流して楽しんでいただけるような施設をめざしてまいります。ありがとうございます。

小 林 委 員      ありがとうございます。

色々、獅子舞ですとか、お囃子も色々なのが、神楽もありますので、多分、太鼓はすごく使うことになると思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長      他にいかがでしょうか。

野 田 委 員      ご説明、ありがとうございます。

それぞれの施設について、学校の行事や授業等で活用されていることは広く認知されていると思いますが、区内の一般の方や子どもたちのご家族が利用できるという点については、認知度が低いように感じています。

例えば、八ヶ岳荘については、学校行事で利用したことがある方は多いと思いますが、家族でも利用できることを改めて知っていただければ、さらに幅広く、多くの方に活用していただけるのではないかと思います。

これは教育科学館、グリーンカレッジホール、郷土芸能伝承館についても同様であり、板橋区にはこのようなすばらしい施設が多くあるということを、年度の切り替わりの機会なども活用しながら、改めて周知していただければと思います。

また、周知の方法についてもご検討いただくことで、これまでとは異なる層の方々に施設をご利用いただける可能性が広がり、新たな視点からのフィードバックが得られるとともに、施設の有効活用にもつながるのではないかと考えます。新年度に向けて、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長      講座の部分については、確かに周知の部分で、なかなか足りないかなというところも反省点でございますので、そこは色々なチャンネルを駆使しながら、周知に努めてまいりたいと思います。

S N S ももちろんですが、あと、学校を通しての口コミだとか、そのようなところも少し色々期待できるかなというところもありますので、そこも含めて、今後、検討してまいります。ありがとうございます。

野 田 委 員      よろしく願いいたします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。  
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それではお諮りします。日程第八 議案第 19 号、日程第九 議案第 20 号、  
日程第十 議案第 21 号、日程第十一 議案第 22 号については、原案のとおり  
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それではそのように決定します。

#### ○議事

日程第十二 議案第 23 号 教育財産の取得について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第十二 議案第 23 号「教育財産の取得について」、地域教育力担  
当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第 23 号についてご説明いたします。

教育財産の取得についてでございます。

議案の提出日は、令和 8 年 3 月 6 日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 項によりま  
して、教育財産を取得するものでございます。

1 つ目は、徳丸文化財整理室でございます。

2 つ目が、中台文化財整理室でございます。

提案の理由につきましては、旧高島第七小学校及び蓮根文化財整理室からの文  
化財の移転作業に伴いまして、旧徳丸一丁目アパート及び旧中台小規模保育園を  
文化財の保管場所として利用するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 では、次のページの方、引継ぎを受ける教育財産概要の方をご覧いただければ  
と思います。

徳丸文化財整理室でございますが、こちら旧徳丸住宅のところというところで  
ございます。

住所地は、徳丸一丁目 2 番 1 号でございます。

通常の住宅として利用していた部屋を使いまして、棚等を設置しまして、そち

らを文化財整理室として、今現在、利用という形にさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、旧高島第七小学校の解体というところで、移転作業を進めさせていただいて、その中で、こちらを利用して、文化財の整理室として利用しているというところでございます。

では、すみません、次のページに進んでいただきまして、今度は、中台文化財整理室でございます。次ページでございます。

こちらの旧中台小規模保育園、こちらを利用してという形になります。

こちらでございますが、今現在、蓮根の方に整理室がございますが、その一部を、地域福祉コーディネーターの拠点として利用するということになりましたので、その一部について、置いてある文化財について、こちらの中台文化財整理室の方に移転させてという形で考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

これは文化財という、価値があるものを保管している場所ですが、区の施設で古い施設に保管をさせてもらっているということですので、こういうことが起こってしまうということで、次々と引っ越し作業をしていくことになってしまいます。文化財の価値自体は、大変重要なものがありますので、そういう形ではなくて、拠点として、今後、整備をすとか、新しい発想で、これをしっかりと蓄えて、保管し、また活用していく、そのようなことはできないのでしょうか。次の展望ということで。この件自体はこれでいいのかもしれませんが、歴史と文化のまちとは、そういうものも大事にしているということを広めていく必要が、私はあると思うのですが、この点はいかがでしょうか。

生涯学習課長      まず、文化財の保存活用というところでございまして、その辺りの、どのようなものをどのように活用していくのかというところは、今現在ある文化財について、ある程度、やっぱりランクづけが必要かなということで、来年度、その辺りの予算を組みまして、きちんとランクづけをまいりまして、その中で活用というところを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、保存場所については、確かに教育長がおっしゃるとおり、色々なところの空いている施設を転々というようにところもございますので、その辺りは、今、企画部署とも色々打合せをさせていただいて、今後、文化財だけではなくて、区の文書であるとか、色々なものがまだまだあるところでございますので、その辺りはきちんと整理していこうということで、企画と、今、打合せをさせていただいているところでございます。

まだ、どこまでにどう決めていくのかというところは未定のところがございますが、そのような検討を、今現在、始めたというところでございますので、よろしく願いいたします。

教 育 長      ありがとうございます。

アーカイブズという考え方だと思うのですが、区民の皆さんに見ていただく機会も提供できるものもあれば、倉庫にしまっておく必要があるものもあります。まずは作業として分類をしていくということですね。

生涯学習課長    こちらの文化財は廃棄するわけにもいかないのです、きちんと取っておかなくてはいけないという。

ただ、全てを取っておいても、全てがどう活用できるのかというのはなかなか未知数のところがございますので、やはりきちんと活用して、本当に小学生とか、中学生もそうですし、あと、学術の方々の研究とかに生かしていただくということも含めて、このようなものがあるんだよというところをきちんと整理して、あと、また、保管の場所も、そのような意味で、そのようなに活用がないようなものについては、それなりの場所で、活用されるものについては、皆さんにご覧になっていただけるような施設なのか、そのようなところも含めて、そのような保管のところも含めて、今後、整理してまいりまして、また、保存活用の計画についても、それに合わせて整備してまいりたいというふうに思っているところでございます。

教 育 長      しっかり進めてください。よろしくお願いします。  
他にいかがでしょうか。

小 林 委 員      ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。

文化財整理室というのは、区民としては、一体、どういうふうなのかというのがよく分かりません。整理、学芸員さんがそこにいらっしゃって、常時、いらっしゃるわけではなくて、時々いらっしゃって整理するお部屋なのか、それとも、教育長さんがおっしゃったような保存などをしていらっしゃるのか、少し分かりやすく運営についてご説明いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長    今現在は、整理室については、棚を組んで、そこにきちんと整理して、一応、置いてあるという状態でございます。

物については、必要に合わせて、そこから取り出してという形で。発掘したものについては、きちんと図録というか、資料の方にきちんと残してありまして、番号も振ってありまして、どこにどこがあるのかというところがきちんと整理されているところでございますので、そのような研究の方とかのニーズがあれば、そこから出してという形になります。

あと、資料室については、職員が常駐しておりませんが、きちんとセキュリティーのあるところの部屋に保存してあります。

また、温湿度の管理というのはそのようなに厳密ではないものがほとんどなので、そのような意味では、普通の、今回の、先ほどの区営住宅じゃないですけど、

普通のお部屋みたいなところに保存していても大丈夫というところでございますので、そのようなところに置いてあるという状況です。

どこに何があるかというのは、きちんとそこは学芸員の方で把握させていただいておりますので、何かあれば、そこから取り出すという形で進めているというところでございます。

あと、各学校にも、先日も周知させていただいたのですが、もしそのような学校の授業で使いたいということであれば、そこは、当然、学芸員の方で、このようなものであれば、このようなものがないですよという、ご提案もさせていただきながら、そのようなところを活用で、各学校に持って行って活用していただくとか、そのようなところも今現在進めているところでございますので、そのようなところの活用も含めて、また、先ほどの整理については、本当に、今後、広く活用できるように、今現在、そのようなミニマムな活動だけですが、本当に区内だけではなくて、区外の方にも、どう活用していただくのか、どのようなものがあるのか、どのようなふうな形でご覧いただけるのかということも含めて、活動計画を進めてまいる1つの材料として、今、資料を進めているところでございます。よろしくお願いします。

小 林 委 員      ご説明ありがとうございました。よく分かりました。

教 育 長      他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長      それでは、お諮りします。日程第12 議案第23号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長      それではそのように決定します。

#### ○議事

日程第十三 議案第24号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長      次に、日程第十三 議案第24号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長      それでは、議案第24号についてご説明いたします。  
東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則についてでござい

ます。

議案の提出日は、令和8年3月6日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

提案理由につきましては、教育委員会規則で定める小学校につきまして、学校休業日と土曜日のきらきらタイムの開始時刻が午前8時からとされているところを、午前7時30分からと、読み替えて適用できる条例改正を受けまして、読み替えて適用する小学校を、規則において定めるものでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

地域教育力推進課長

本議案につきましては、ただいま地域教育担当部長の方から説明がありましたとおり、あいキッズ条例の改正によりまして、同条第5条第2項に、教育委員会規則で定める小学校につきましては、きらきらタイムの開始時刻を午前8時からとされているところを、午前7時30分から読み替えて適用できるという規定が設けられたといったことを受けまして、適用を受ける小学校を規定するものでございます。

改めて、条例改正の背景をご説明させていただきますと、既に教育委員の皆様にはご案内のとおり、令和8年4月から、一部の小学校におきまして、あいキッズの部屋を活用した、小学生の朝の居場所事業を開始する予定でございます。

この朝の居場所事業につきましては、あいキッズと一体的に運営を委託して実施する予定でございますけれども、放課後のあいキッズとは別の位置づけをしておりまして、別途、要綱を整備させていただく予定でございます。

朝の居場所事業は、学校運営日に限られるものでありまして、いわゆる夏休み等の学校休業日や土曜日につきましては、あいキッズにより朝の居場所の提供を実施するため、あいキッズ条例の改正を行ったというものでございます。

今回は、この条例改正を受けまして、きらきらタイムの開始時刻を7時30分から読み替えて適用する小学校を、教育委員会規則において定めるというものでございます。

資料3／4ページに新旧対照表がございますので、こちらで規則改正の内容をご説明させていただきます。

まず第1条の2として、別表第1におきまして、きらきらタイムの開始時刻を午前8時からとされているところを、午前7時30分から読み替えて適用する小学校を新たに規定するものでございます。

別表第1は、4／4ページでございます。

こちらを見ていただきますと、こちらの表の小学校につきましては、令和7年12月18日に、教育委員会の方でご報告をさせていただきましたとおり、あいキッズの運営事業者の再選定対象となり、運営候補事業者の方が決まった区立小学校10校でございます。

今後も、全てのあいキッズの開始時刻が7時30分となるまでの間は、毎年度、おおむね10校ずつ、あいキッズの運営事業者の再選定対象となり、事業者が決

定した区立小学校が追加されるものというふうに考えております。

続きまして、3／4ページに戻っていただきまして、第2条第2項でございます。

これまであいキッズのきらきらタイムの対象児童に関する保護者の条件というのを別表に定めておりましたところ、先ほどの別表第1の追加によりまして、別表の名称を「別表第2」と改めるものでございます。

続きまして、第7条第2項でございますが、あいキッズの土曜日の利用に関しましては、第1項につきまして、保護者の利用希望時間を示すことになっておりまして、その利用希望時間の範囲について、第2項において、これまでは一律に8時からとされていまして、先ほどの別表第1に掲げる小学校につきましては、午前7時30分からとするものでございます。

続きまして、付則第1項で、この改正の施行期日を令和8年4月1日としまして、付則第2項で、施行前の準備行為等を可能とするとともに、付則第1項ただし書におきまして、付則第2項の規定の施行期日を公布日と規定するものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいですか。

(異議なし)

教 育 長      それでは、お諮りします。日程第13 議案第24号については原案のとおり  
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長      それでは、そのように決定します。

#### ○議事

日程第十四 議案第25号 東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定  
及び令和8年度協定の締結並びに令和8年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長      次に、日程第十四 議案第25号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する  
基本協定及び令和8年度協定の締結並びに令和8年度事業計画の承認について」、  
地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長      それでは、議案第25号についてご説明いたします。  
東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定及び令和8年度協定の締結

並びに事業計画の承認についてでございます。

議案の提出日は、令和8年3月3日。

提出者は、教育長の長沼豊でございます。

提案理由につきましては、令和8年度の業務実施に当たり、協定を締結し、事業計画を承認し、決定するものでございます。

詳細につきましては、中央図書館長からご説明いたします。よろしくお願いいたします。

中央図書館長 資料「図－1」の方は、各事業者と締結予定の年度協定案と区と協議の上、提出された事業計画書でございますので、指定管理者が3者ございますので、まとめてご報告をするために、資料「図－0」の方をご覧ください。

2／25ページとなります。

東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和8年度協定概要となります。

1の基本協定を改定する協定でございますが、第20条の「サービス水準書」というものを提示しておりますが、今年度、中間評価を実施いたしまして、感染症予防といたしまして、一定のスペースを取った実施事業については、目標水準を令和5年度の協定の目標から70%を限度として、調整を行うこととさせていただきます。

例えば映画会ですとか、おはなし会を対象としております。

具体的な数値につきましては、4／25から7／25に新旧対照という形で記載の方をさせていただいております。

続きまして、各者共通の年度協定と期間でございます。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに更新の方をさせていただきます。

修繕工事費及び備品購入費の方なのですが、修繕工事に関わる上限額は130万円だったところ、来年度から200万円に変更の方をさせていただきます。

事業協力のところでは、「区の絵本イベントへの協力」の方に変更させていただくこと、来年度から、「MIRAI SCHOOL いたばしー子ども読書活動2030ー」を推進する業務ということで変更させていただきます。

11／25ページまでお進みください。

人員配置でございます。区の方は、司書割合として、50%以上ということをご指定しておりまして、各者の年度計画の中では、記載のと通りの司書割合でございます。

続きまして、次のページ、12／25ページとなります。

収集計画でございます。

記載のとおりとなっております。中間評価にて、利益率については、各者共に見直しを図り、適正なものとさせていただいております。

昨年度より、人件費の増と小中学校をはじめとした地域連携費の増を、区としては増額させていただいております。

その他の収入欄なのですが、こちらの方、AグループとCグループになるかと思いますが、事業の中で、材料費をいただいて実施する製本であったり、オリジナルの御朱印帳作りというところでの収入ということで、こちらの方に記載させていただきます。

続きまして、16/25ページとなります。

令和8年度重点目標への取組。

こちら重点目標は、毎年度、新たに設定をしております。

令和8年度の重点目標が、1番目、世代・分野を超えたつながりの創出、2番目、魅力的で個性ある図書館の運営、3番目、利用者が心地よく利用できる施設管理と環境整備ということにさせていただきました。

区のクリエイティブシティ戦略でありましたり、私たちの当初計画にあります、魅力的な図書館運営ということで、以下の3点を重点目標として設定させていただいております。

各事業者の取組につきましては、17/25ページから19/25ページの方でございます。

次に、20/25ページに移ります。

資料は20/25ページから25/25までを、各事業者におけます事業計画の一部を記載させていただいております。

中央図書館を含めました11館で共通している事業と、各社の自主企画事業がございまして、自主企画事業については、今回、こちらの方には、大まかなものしか載っておりませんが、各館20から30ほどの自主事業の計画をしております。

説明は以上となります。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私から、この資料の中ほどには、入館者数、貸出利用者、貸出数の目標値、令和8年度と令和9年度目の目標値が書かれていますが、実際のところは、それぞれ、どういう実績なのでしょうか。

中央図書館長      今回の中間評価のときに、こちらの3点の目標につきましても精査いたしておりますが、こちらの達成数というものが達成できていないのが令和6年度の状況でございます。

令和5年度までが、コロナで貸出数の方が、皆さん予約をされて、図書館ではなく、家に持って帰るということで、貸出数の方が伸びていたのですが、皆さんが自由になったということもありまして、入館者数、貸出数ともに下降傾向にあるのが現在でございますが、こちらの数値を見直してしまうと、今後の図書館運営というものがどんどん下降してしまうということがありますので、この入館者数、貸出利用者数、貸出数については、当初の目標どおりに事業を進めていただくということで、ここには、少し、各社とも力を入れて動かしていただく形になると思います。

教 育 長      分かりました。

今の点なのですが、各事業者さんに、経営努力といいますか、コロナの影響があったというのは致し方ない部分がありますが、今後、どのようにすれば、入館者、貸出利用者、貸出数が増えていくのか、しっかり戦略を立てていただいて、もちろん教育委員会もサポートしながら、助言しながら進めていくのですが、各事業者さんにおいても、どのような形で増やしていくのかをしっかりと考えていただくことが必要だと思います。もちろん考えていただいているとは思いますが、このままでは減る一方ではないか、読書離れということが言われていますので、その辺はいかがでしょうか、中央図書館長。

中央図書館長      今までのままではというところでは、各館それぞれ危機意識を持っておりまして、そこは共通認識で今進めさせていただいております。

なので、来年度から、貸出数のアップというところでは、11館協力しまして、地域の小中学校にかかわらず、色々な施設の方に、図書館の本を置いていただく、団体貸出しの部分を強化するということで、今、準備を進めておりますので、そのようなところで反映できるという期待をするところでございます。

教 育 長      ぜひ期待したいと思います。  
他にいかがでしょうか。

野 田 委 員      報告、ありがとうございます。

教育長がお話しされた点にも関連しますが、私からは、ここで挙げている重点目標について申し上げます。ここに掲げられている取組が実現できれば、最終的には利用者の増加や読書率の向上につながっていくものと考えております。

一方で、各図書館には、それぞれ地域性や施設設備の状況、利用者数の違いがあり、さらに委託事業者の特徴も異なると思います。そのような違いはあるものの、この重点目標に掲げられている内容については、全体として統一感を持って取り組んでいく必要があると感じていますし、全館に共通してつながっていくべき内容であると思います。

そこで、この重点目標について、どのように各館へ周知し、全体として方向性をそろえていくのか、また、一定の段階で達成度を評価したり、最終的に振り返る機会を設けたりすることについて、今後検討されるのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

中央図書館長      こちらの方は、重点目標につきまして、協定書を作っていく前の段階で、令和8年度は区の図書館として、このような3点を目標として運営して欲しいということで、周知と、我々の館長会がありますので、その中で、職員一人一人に意識を持って動いてほしいということでお話をしております。

それから、我々の区の方も、ただお任せしますという姿勢ではなくて、細かく、

やはり助言というところはしていかなないと、働いているノウハウも上がりませんし、スキルも上がらないというところで、来年度から、そちらの面も強化していく予定でございます。

それから、こちらの重点目標の取組に対して、どうであったかということにつきましては、こちらの教育委員会の方では、毎年度、夏頃になりますが、前年度のものを評価したものというもので報告をさせていただいておりますので、そちらの形で報告をして、共有させていただきたいというふうに考えております。

野田委員      ありがとうございます。

教 育 長      他にいかがでしょうか。

善 本 委 員      ご説明ありがとうございます。

1つ質問させていただきたいのですが、なかなか厳しい状況の中で、それぞれ努力されているということだと思いますし、そうあってほしいというのが、みんなの願っているところだと思うのですが、それぞれの入館者にせよ、貸出利用者にせよ、貸出数にせよ、令和8年度と9年度で微増する目標になっています。

それはどのような根拠を基に、来年度、この数値というのはまだいいのですが、翌年はさらに増えるという目標値を立てているのかというのは、何かありますか。

中央図書館長      こちらの3者につきましては、プロポーザルの際に、このような目標計画でやっていきますということがあってのプロポーザルでの選定でありました。

なので、各企業が、そこも競った部分でございますので、そこは目標数値のところでしっかりと反映させて、自分たちの目標を達成していくというところの一つの側面もあるというところで、目標数値のパーセンテージについては、各者が出してきた数字というところで、区の方で承認してつけた目標でございますので、この目標達成に対して、令和8年が厳しくて、令和9年もさらにというところにつきましては、我々の方もそこは認識した上で計画の方を立てていたところでございます。

善 本 委 員      ぜひ、これがかなうように、皆さんでサポートしながらというところだと思いますし、それが、若干、一律にみんな同じ程度に増やしているように見えてしまって、数字が形骸化しないようにということを、少しあえて厳しい言い方で恐縮なのですが、それは意識を持っていただいて進めていただくということが必要なのかなというふうに思います。

やっぱり今厳しい状況になっているということは、それなりに色々な理由があるだろうと思いますし、それぞれの事業者さんは努力されているとも思いますので、それでも、やはり今年より来年、来年より再来年というふうにやっていこうというところで、やっぱりすごくモチベーションも大事だと思うので、やはり数

字が形骸化していかないように支援をしていくということもとても大事なことがなというふうに思いますし、また、中身が重要ということもあるだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

中央図書館長      ご意見、どうもありがとうございます。今の言葉も館長さんたちの方には、私の方からお伝えしていきたいなというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

山 口 委 員      毎年、本は増えるばかりだと思うのです。毎年、どんどん増えていって、どこに保管していращやるのかなと思ったりもしますが、流行り廃りとか、そういうこともございまして、本の読書率を上げるというよりも、本に興味がある、読みたい本があるというのは、配架をどういうふうにしていくか、どういうふう to 本を置いていくのか、次から次に興味を持てるような本の配置がしてあると、子どもたちも、お年を召した方も、次々に読んでいきたいな、これを持っていきたいなというような感じになると思うのですね。

ですので、配架とか、そういうことを、今、色々な全国の大学図書館とか、公共図書館でも、今までのような、ただ、自然科学系だとか、文学系だとかというような、配架の方法を変えて、もっと人が興味を持つような配架を何かできないかというようなことを、皆さん、考えていращやるので、そういう教育委員会、あるいは業者さんとも一緒にお話しされて、何か新しい、創造的な配架ができるような仕組みをつくると、もう少し、みんなが行って、本に触る機会が増えていくのかなと少し思いますので、今の読書界といいましょうか、出版界とか、そういうことがやっているところを、もう少し取り入れられて、新しい試みをなさるといいのかなと、少し考えさせていただいております。

よろしくお願いします。

中央図書館長      ご意見、どうもありがとうございます。

我々の方も、各図書館が、資料が多くなってきていますので、それを除籍から新しい本に変えていくという段階では、来年度から少し資料充実の部分は、金額の方を増やしていける形で、今、予算の方を出させていただいているところでございます。

それと、資料については、古いものだから除籍していくということだけではなくて、やはり適正な保管と、適正な量を持つということが、もう一つ、図書館の役割でありますので、そこも注意しながら、私たちは新しい書籍をどんどん購入していくという形にはなっています。

それから、今ご意見をいただきました読書会ですとか、出版界とのつながりというところでは、各社それぞれが、色々な作家さんであったりとか、出版社さんと、交流、積み上げてきてる関係がありますので、そのようなものを有効活用していただいて、色々な、新しく違う本に触れるという機会を提供できればというところまで進めていただきたいなというふうに、区としては考えているところです。

ありがとうございます。

山 口 委 員      どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長      よろしいですか。

それではお諮りします。日程第 14 議案第 25 号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長      それでは、そのように決定します。

それでは、報告事項を聴取します。

○報告事項

2. 令和 8 年度板橋区立図書館臨時休館日（年間計画）について

(図－1・中央図書館)

教 育 長      報告(2)「令和 8 年度板橋区立図書館臨時休館日（年間計画）について」、中央図書館緒長から報告願います。

中央図書館長      資料の方は、「図－1」となります。

令和 8 年度板橋区立図書館臨時休館日の年間計画でございます。

こちらの期間につきましては、図書、雑誌及び視聴覚資料の総点検と、これら資料の整備を行うための休館でございまして、これの他に、工事休館があるという状況でございます。

説明は以上となります。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいですか。

○報告事項

3. 第 71 回青少年読書感想文全国コンクールの審査結果について

(図－2・中央図書館)

教 育 長      では、続いて、報告(3)「第 71 回青少年読書感想文全国コンクールの審査結果について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長      資料は「図－2」となります。

第 71 回青少年読書感想文全国コンクールの審査結果についてのご報告でございます。

全国コンクールで、なかなか審査されて、賞をもらった方というのが今まであまりいらっしゃらなかったのも、どちらかというと珍しい報告となるかと思いま

す。

概要でございますが、青少年読書感想文全国コンクールは、全国の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした全国学校図書館協議会及び毎日新聞社主催の読書感想文コンクールとなっております。

今回のコンクールの受賞についてでございます。

板橋区から1名が入賞、1名が入選されました。

入賞は、全国学校図書館協議会の会長賞を1名、高島第一中学校の生徒さんがいただきました。

入選が、1名で、上板橋第三中学校の生徒さんがいただきました。

報告は以上となります。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

善 本 委 員      この報告をいただいて、私も、早速、資料を調べたのですが、これって本当にすごく大変なことで、ここにある、本文にあるとおりなのですが、中学校に限って言うと、内閣総理大臣賞が1名だけ、文部科学大臣賞も1名で、毎日新聞社賞が5名取っているので、今回、高島第一中学校の生徒さんが取られた賞は、その次に当たりますので、全国の中学校で8位に当たる。

東京都で見ると、この毎日新聞社賞の中の5人の中に1人だけ、都立の中高一貫校の生徒がいるので、本当に東京都内でも、もう2番目というような数字で、そういう意味でも、すごく価値のある賞だと思うので、たくさん褒めてあげてほしいです。もちろん賞を取ることが全てではないのですが、こういうことがきっかけで、本を読んでみようとか、感想文を書いてみようとかということが広がるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ色々なところで報告してあげて、これをきっかけに、読書が広がるというような、あるいは自分もやってみよう、自分たちの仲間からそういう人たちが出てきたということに励まされて、モチベーションが上がるということもあるので、ぜひ広報してほしいなというふうに思いました。ご報告ありがとうございます。

中央図書館長      どうもありがとうございます。

ちなみにですが、こちらの高島第一中学校の生徒さんが取られた本は、「嫌われる勇気」という本を読まれての読書感想文で、感想文の題名が「承認欲求を捨てよう」という題名のものでした。

こちらは以上になります。

教 育 長      ありがとうございます。いかがでしょうか。  
よろしいですか。

(なし)

教 育 長      それでは、本件は以上といたします。  
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長      それでは、先ほど申し上げましたように、日程第七 議案第 18 号の報告 1 については、非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

教 育 長      それでは、議事を続けます。

○議事

日程第七 議案第 18 号 東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則

(学校配置調整担当課)

○報告事項

1. 通学区域の一部変更について

(配－1・学校配置調整担当課)

教 育 長      日程第七 議案第 18 号「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則」について、関連して、報告(1)「通学区域の一部変更について」、次長と学校配置調整担当課長から併せて説明をお願いいたします。

次 長      私の方からは、議案第 18 号「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則」をご説明申し上げます。

こちらの議案第 18 号につきましては、現在、上板橋第一中学校の改築と志村小学校、志村第四中学校の小中一貫型学校の整備が進んでいるというふうな状況を捉えまして、関連する中学校等の通学区域と学びのエリアを整合させるということを主体として通学区域の改正をするというふうな状況でございます。

詳細につきましては、学校配置調整担当課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

学校配置調整担当課長      3／6 ページ以降で、今回、変更する通学区域の新旧対照表がございますが、こちらの詳細につきましては、報告事項の資料の方を用いまして説明させていただきたいと思いますので、そちらの資料の方もご用意願います。

「通学区域の一部変更について」というタイトルで、「配－1」でございます。初めに 1／4 ページ、2、変更内容をご覧ください。

こちらについては、1／4 ページから 3／4 ページまで、少しスクロールいた

だきまして、3／4ページ上段にかけまして、先ほどの規則別表と同様に、中学校ごとに通学区域の新旧を掲載してございます。

こちらの変更内容の詳細について、さらに、4／4ページにお進みください。

少し縮小されていますが、地図、エリアもありますので、こちらと併せてご説明させていただきたいと思います。

まず、上段の地図につきましては、左側が現行の通学区域図、右側が変更後の通学区域図となっております。

今回、変更する対象のエリアは、右側を見ていただくと、①番から⑦番まで、付番がされているかと思います。こちらが変更対象のエリアでございます。

また、この地図の下の方に表がございます。こちらの表には、変更となる対象の地番でございましたり、変更の新旧を記載してございまして、番号は地図と対応しているというものでございます。

今回の変更理由でございます。

通学区域と学びのエリアの整合に関しまして、④番のところを例に、少し具体的に説明をさせていただければと思います。

④番のところは、小学校としては、こちらの上板橋小学校の通学区域の一部でございます。

中学校の通学区域としましては、現行（旧）に記載のとおり、桜川中学校でございます。

一方で、学びのエリアを見たときには、上板橋小学校は上板橋中学校とグループを組んでいるという状況がございます。このため、通学区域と学びのエリアが整合していないというような状況になっていることから、この④番については、桜川中学校から上板橋第一中学校へ通学区域の変更をかけ、学びのエリアと整合させるというものでございます。

今回の変更の考え方はこのようなところで考えてございます。

3／4ページへお戻りいただきまして、3、変更理由は、先ほどご説明したとおりでございます。

4、施行年月日は、令和8年8月1日でございます。

最後になりますが、今回のこの通学区域の変更に際しましては、令和3年から令和6年にかけて、それぞれの学校関係者、地域関係者で構成します、上板橋第一中学校の改築検討会、志村小・志村四中小中一貫型校設置検討会、こちらを中心に、通学区域の変更について検討を重ね、取りまとめさせていただいたものでございます。

こちらの内容につきましては、昨年の10月から年末にかけては、関係するCS委員会、町会・自治会長会議にて説明をしてまいりまして、年明け、1月には、住民説明会を3回開催したというところで、周知、説明を行ってまいりました。その中でご理解も改めていただいたところでございます。

今後は、4月に文教児童委員会へ報告をするというところで予定をしてございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

4 ページの地図が一番分かりやすいわけですが、赤い線が小学校の学区域、青い線が中学校の学区域です。これが一致していれば、そのままエリアの学校に進むことになるのですが、よく見ると、確かに①から⑦ですか、番号がついているところは、明らかに左側の図では青い線と赤い線がずれています。例えば①を見ると、青い線を上に持って行って赤い線に一致させていくということですね。

これで子どもたちが、同じエリアの学校に進学していくことになるのですね。このような作業を丁寧にされたという認識でよろしいでしょうか、学校配置調整担当課長。

学校配置調整担当課長      ありがとうございます。

今、教育長からお話がありましたとおり、やはり通学区域の変更といいますのは、お子さんはもちろんそうですが、保護者を含めたご家庭であったり、あとは地域、広く大きな影響を与えるというところがございますので、各検討会のところで検討して、議論を重ねて、案を作って、各地域で周知説明をしてまいったというところで、長期的に回数を踏んで行ってきたという経緯がございます。

教 育 長      ありがとうございます。

学区域を変更すると、次に入学する方から新しい学区域で通うことになりますか。それとも、現在いる子も含めてになるのでしょうか。学校配置調整担当課長、お願いします。

学校配置調整担当課長      今回、施行が令和8年8月1日というところでございまして、実際に適用されますのが令和9年4月からでございますので、令和9年4月に入学されるお子さんからというところでございまして、この令和9年4月といいますのが、今回、学校整備を機に変更をかけるというものでございますが、上板橋第一中学校が、ちょうどそのタイミングで新校舎ができるというタイミングを捉えてのスケジュールでございます。

教 育 長      分かりました。新入学者からということに基本はなると思うのですが、例えば在籍しているお子さんで、区域が変わったのだから、これを機会に変えたいということとは可能なのでしょうか。

学校配置調整担当課長      基本的には、もう既に通われている方についての変更というのは、通学区域の学校へ行くということが原則になりますので、そこの考え方が基本になると思います。

教 育 長      分かりました。ありがとうございました。  
他にいかがでしょうか。

野 田 委 員      ご説明ありがとうございます。

非常に慎重に検討を進めていただいたうえで、今回のご説明に至ったものと受け止めておりますが、検討委員会では、どのような意見が出されていたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

学校配置調整担当課長      様々な意見をいただきました。例えばですが、今回の変更をかけることによって通学距離はどうなるのですかというものでございましたり、変更するということは、対象の地域のお子さんの学校が変わるということになりますので、行った先の学校規模がどうなりますかでございますとか、様々な意見がございました。

あとは、今回は学びのエリアと通学区域の整合を図るところを主眼には置いたところでございますが、区内をラインで引くときには、この問題だけではなくて、例えば民生委員さんの担当の地域でございましたり、青健の地域であったりとか、町会、町とのつながりもあるというところってどうなのでしょうかとというような様々なご意見がありました。通学距離については、今回の変更のところでは、現行よりも通学距離が短くなるどころ、あまり変わらないところというのが大半でございます。

地図で申しますと、①の一部の地域は、現行より遠くなるというところもあるのが現状でございます。

ただ、通学距離については、区として基準を設けておりまして、中学校であれば1.5km以内という考え方がある、そこに収まっているというところの議論でございましたり、学校規模のところでは、適正規模・適正配置という考え方も、距離とは別に、そこは将来的な推計を見ながら、大丈夫ですよという話をさせてもらいまして、色々な地域の分け方の考え方の部分は、現状としてもやはり残っているところではあるのですが、ただ、全てを同じ考え方で統一するということもなかなか難しいので、何を優先するかという形で、今回は学びのエリアといったところを、可能な範囲で変えていくということでご議論されてきたというところでございます。

教 育 長      他いかがでしょうか。  
よろしいですか。

(異議なし)

教 育 長      それでは、お諮りします。日程第七 議案第18号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長      それでは、そのように決定します。

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11時 23分 閉会